

○内閣府令第三十一号

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二十七条第四項及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）第四十七条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十三条」に、「第五十三条―第五十六条」を「第五十四条―第五十八条」に、「第五十七条」を「第五十九条」に、「第五十八条―第八十四条」を「第六十条―第八十六条」に、「第八十五条―第一百五十五条」を「第八十七条―第一百七条」に、「第一百六条―第二百二十五条」を「第一百八条―第二百七条」に、「第二百二十六条―第二百五十二条」を「第二百二十八条―第二百五十四条」に、「第二百五十三条―第二百六十二条」を「第二百五十五条―第二百六十四条」に、「第二百六十三条」を「第二百六十五条」に改める。

第二条第二項中「第八条第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第三条第二項中「同条第六号」を「同条第七号」に改める。

第四条第二項中「第八条第十一号」を「第八条第十二号」に改める。

第五条第二項中「第八条第十二号及び第十三号」を「第八条第十三号及び第十四号」に改める。

第六条第二項中「第八条第十四号」を「第八条第十五号」に改める。

第十三条第二項中「第十一条第九号から第十一号まで」を「第十一条第十号から第十二号まで」に改める。

第十七条第二項を次のように改める。

2 少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（同条第四号、第六号及び

第七号に掲げる事務のうち児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下この項において同じ。）に関する事務並びに令第十七条第五号に掲げる事務のうち児童ポルノ及び国外犯に関する事務を除く。）及び令第十七条第八号に掲げる事務をつかさどる。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

第二十条第二項中「、第二号及び第七号」を「及び第二号に掲げる事務（官民連携推進官の所掌に属するものを除く。）並びに同条第七号」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（官民連携推進官）

第二十条 生活安全局情報技術犯罪対策課に、官民連携推進官一人を置く。

2 官民連携推進官は、命を受け、令第十九条第一号から第四号までに掲げる事務のうち民間事業者との連携に関する事務をつかさどる。

第四十条を次のように改める。

（高齢運転者等支援室）

第四十条 交通局運転免許課に、高齢運転者等支援室を置く。

2 高齢運転者等支援室においては、令第三十五条に掲げる事務のうち高齢者、障害者その他の自動車等の運転に関し支援を要する者に関する事務をつかさどる。

3 高齢運転者等支援室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、高齢運転者等支援室の事務を掌理する。

第四十八条を削り、第四十七条を第四十八条とし、第四十六条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とする。

第四十四条第二項中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室及び特殊警備対策官」を「原子力災害警備その他原子力災害対策に関するもの及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十三条を第四十四条とし、第四十二条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とし、第二章第一節第五款中同条の前に次の一条を加える。

(警備調査企画官)

第四十一条 警備局警備企画課に、警備調査企画官一人を置く。

2 警備調査企画官は、命を受け、令第三十七条第一号、第三号及び第四号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

第六百六十三条を第六十五条とする。

第二章第三節第二款中第六百六十二条を第六百六十四条とし、第六百六十一条を第六百六十三条とする。

第六十条中「第四百十三号」を「第四百十五号」に改め、同条を第六十二条とする。

第六十一条中「第四百十二号」を「第四百十四号」に改め、同条を第六十一条とする。

第六十二条中「第四百十一号」を「第四百十三号」に改め、同条を第六十条とする。

第六十三条を第六十四条とし、第六十五条を第六十六条とする。

第六十四条中「第四百十号」を「第四百十二号」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十五条を第六十六条とし、第六十七条を第六十八条とする。

第六十八条第一款中第六十二条を第六十四条とし、第六十三条を第六十五条とする。

第六十九条中「第六十三号及び第六十四号」を「第六十五号及び第六十六号」に改め、同条を第六十二条

条とする。

第七十条を第七十一条とし、第七十一条から第七十二条までを二条ずつ繰り下げる。

第七十二条第二項中「第五号第二項第四号」を「第五号第四項第四号」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十三条第二項中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加え、同条を第七十三条とする。

る。

第三百三十三条を第三百三十五条とし、第三百三十二条を第三百三十四条とし、第三百三十一条を第三百三十三条とする。

第三百三十条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 職員の福利厚生に関すること。

第三百三十条中第十二号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

第三百三十条を第三百三十二条とする。

第三百二十九条を第三百三十一条とする。

第二百二十八条の見出しを「（管区警察局長総務監察・広域調整部の分課）」に改め、同条第一項中「東北管区警察局長」の下に「、中部管区警察局長」を加え、同条第二項中「外事技術調査官一人を」の下に「、中部管区警察局長の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人

及び外事技術調査官一人を」を加え、同条を第三百三十条とする。

第二百二十七条第一項中「、中部管区警察局」を削り、同条第二項中「、中部管区警察局広域調整部に、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を」を削り、同条を第二百二十九条とする。

第二百二十六条中「、中部管区警察局」を削り、同条を第二百二十八条とする。

第二章第二節第三款中第二百二十五条を第二百二十七条とし、第二百六条から第二百二十四条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第二款中第二百五条を第二百七条とする。

第二百四条第二項中「第九十五条第二号、第九十六条第二号、第九十七条第二号及び第九十八条第四号」を「第九十七条第二号、第九十八条第二号、第九十九条第二号及び第一百条第四号」に改め、同条を百六条とする。

第二百三条を第二百五条とし、第八十五条から第二百二条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第一款中第八十四条を第八十六条とし、第八十三条を第八十五条とする。

第八十二条（見出しを含む。）中「サイバーセキュリティ研究・研修センター」を「サイバーセキュリティ

イ対策研究・研修センター」に改め、同条を第八十四条とする。

第八十一条第二項中「サイバーセキュリティ研究・研修センター」を「サイバーセキュリティ対策研究・研修センター」に改め、同条を第八十三条とする。

第八十条を第八十二条とし、第五十八条から第七十九条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第七款中第五十七条を第五十九条とする。

第二章第一節第六款中第五十六条を第五十八条とし、第五十五条を第五十七条とする。

第五十四条を第五十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(情報セキュリティ対策官)

第五十六条 情報通信局情報管理課に、情報セキュリティ対策官一人を置く。

2 情報セキュリティ対策官は、命を受け、令第四十四条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織に係る情報の安全の確保に関する事務(情報処理センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第五十三条を第五十四条とする。

第二章第一節第五款中第五十二条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とし、第五十条を第五十一



条とし、第四十九条の次に次の一条を加える。

(外事情報調整室)

第五十条 警備局外事情報部外事課に、外事情報調整室を置く。

2 外事情報調整室においては、令第四十条第一号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3 外事情報調整室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、外事情報調整室の事務を掌理する。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 DNA型鑑識官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一中「第百六十三条」を「第百六十五条」に改める。

附 則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。